（添付書類等）

第十六条の二　前条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　免許の番号

二　継続開設を必要とする理由

三　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

四　希望する運用許容時間（第十五条第一項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。）

五　将来の業務計画等（電気通信業務用無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（エリア放送（放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局を除く。）をいう。以下同じ。）及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局（基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）

六　免許の期間における業務の概要（基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。ただし、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつてはこの限りでない。）

七　申請の際における無線設備の工事設計の内容

八　人工衛星の使用可能期間（人工衛星に開設する無線局に限る。）

九　無線局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲（人工衛星に開設する無線局に限る。）

2　前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。

一　将来の事業計画（第六条に規定するところによる。ただし、同条第一項第一号を除く。）

二　将来の事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）

三　放送事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）

四　放送区域

五　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績（免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除き、資産、負債及び収支の実績については、協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）

六　一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称

七　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

3　前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の全部又は一部が現に免許を受けている基幹放送局の事業計画、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

第十六条の二　再免許の申請が陸上移動局（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局及び構内無線局に関するものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、再免許申請書に添える書類に代えて再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　免許の番号

二　識別信号

三　免許の年月日及び有効期間満了の期日

四　希望する免許の有効期間

五　申請の際における無線局事項書及び工事設計書の内容